部長及び参事官

殿

所 属 長

高齢者交通安全対策推進要綱の制定について(通達甲)

高齢者が関係する交通事故の防止を図るための総合的な対策の推進に関し「高齢者交通安全対策推進要綱の制定について(例規)」(平成12年3月9日高交企発第43号ほか)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該対策の推進に関し別添のとおり「高齢者交通安全対策推進要綱」を定め、平成28年1月15日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

高齢者交通安全対策推進要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、高齢化社会の進展による高齢者人口及び高齢運転者の増加に 伴い、全交通事故に占める高齢者の割合が増加傾向にあることから、高齢者 が関係する交通事故の抑止を図るための総合的な対策に関し必要な事項を定 めるものとする。

第2 基本的施策

- 1 県民の交通安全意識の高揚
- (1) 広報啓発活動の推進

交通安全キャンペーン、自治体等の広報紙(誌)・チラシの配布、各種研修会の開催等を通じ、交通事故分析等に基づく各種対策について、具体的な広報啓発活動を積極的に推進することにより、高齢者の交通安全に関する県民の意識の高揚に努める。

- (2) 高齢者保護活動の強化
 - ア 運転者に対する指導の強化

運転免許取得前の交通安全教育、更新時講習等の各種講習、地域住民を対象とした講習、交通安全キャンペーン等の機会を捉え、高齢者の特性を理解させるとともに、交通事故の特徴に基づいた高齢者保護の必要性やゆとりと思いやりのある運転に対する意識を高めるための指導を強化する。

イ 家庭における高齢者保護活動の強化

高齢者のいる家庭については、巡回連絡、訪問活動等を通じ、高齢者の交通安全の確保について各家庭で十分な配慮がなされるよう高齢者に対する保護意識の高揚に努める。

ウ 地域における高齢者保護活動の強化

地域ぐるみの高齢者保護活動を推進するため、各地区の住民組織に積極的に働き掛けを行い、各地域における高齢者保護活動の実践と意識高揚に努める。

- 2 交通安全教育の推進
- (1) 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進

交通安全教育の推進に当たっては、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。)及び交通安全教育を効果的に推進するための資料等を活用して実施するように努める。

(2) 高齢歩行者等に対する交通安全教育の推進

交通安全教育を受ける機会のない高齢者を対象とした訪問活動の実施、 地域での交通安全講習会の開催等により、高齢者の交通ルール等に関する 理解を深めるとともに、交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育を 推進する。

(3) 高齢運転者に対する交通安全教育の推進

運転免許更新時の高齢者を対象とした「熟年学級」、「高齢者講習」等 を通じ、高齢者の特性の自覚を促すとともに、高齢者に多い交通事故の特 徴、具体的事例等に基づいた交通安全教育を推進する。

(4) 一般運転者に対する交通安全教育の推進

運転免許取得前の運転者教育、運転免許更新時講習、各種行政処分者講習、各種講習会等においては、高齢者の特性を理解させるとともに、高齢者の交通事故の特徴等に基づいた交通安全教育を行い、ゆとりと思いやりの心を持てる運転者を育成する。

(5) 家庭・地域における交通安全教育の推進

家庭への訪問活動、地域での交通安全研修会等の開催等に努め、交通事故の実態の周知、高齢者の交通安全に関する意識の高揚を図るための教育等を推進し、家庭・地域ぐるみの交通安全意識の醸成に努める。

3 交通指導取締り活動の推進

高齢運転者の保護規定に関する違反等の高齢者が関係する事故に結びつき やすく危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進する。

- 4 高齢者にやさしい交通環境の整備
- (1) 交通規制の実施及び見直し

交通規制の実施に当たっては、高齢者の交通事故防止に配慮するとともに、現行の交通規制が高齢者等の交通弱者に配慮されたものであるか常に 見直しを行う。

(2) 安全施設の整備

高齢者等感応式信号機等の整備を推進するほか、自治体や道路管理者等 との協力・連携により、高齢者にやさしい交通環境の整備に努める。

第3 具体的施策

- 1 広報啓発活動の推進
- (1) 広範囲な広報啓発

春・秋の全国交通安全運動等の実施に当たっては、県民運動となるように関係機関・団体等への積極的な参加を呼び掛け、報道機関等の協力も得て、できるだけ広範囲な広報啓発活動を推進する。

(2) 高齢者の特性等を理解させる広報啓発

自治体の広報紙(誌)への掲載資料を積極的に提供するほか、高齢者アドバイザー新聞、地域警察官の発行するミニ広報紙等を活用し、高齢者の特性、保護活動の重要性等を理解させる広報啓発を推進する。

- 2 高齢歩行者等対策の推進
- (1) 高齢者安全対策班(係)による安全保護活動の推進 高齢者安全対策班(係)は、管内に居住する高齢者への訪問活動等を通 じ、各種安全保護活動を強力に推進する。
- (2) 地域警察官による高齢者訪問指導等の推進

地域警察官は、交通事故の被害者又は加害者となるおそれの高い高齢者 及び高齢前者(60歳から64歳までの者をいう。)を把握した場合は、「交 通事故防止対策重点高齢者」(以下「重点高齢者」という。)として認定 手続を取り、巡回連絡、警ら活動等を通じて定期的に訪問し、当該高齢者 はもとより、その家族に対する交通安全教育を推進する。

(3) 高齢者交通安全活動推進員による交通安全対策の推進

高齢者交通安全活動推進員(以下「高齢者アドバイザー」という。)は、 交通死亡事故等重大事故の発生地域に重点指向した訪問活動、重点高齢者 を中心とした訪問指導等を行うほか、高齢者が多く集まる場所や機会を捉 えた交通安全教育等を弾力的かつ効果的に推進する。

(4) 反射材等の利用促進

薄暮時や早朝・夜間の交通事故を防止するため、高齢者が反射材、LEDライト等を自発的に利用するよう、夜間における視認実験を実施するなど効果的な交通安全教室の開催に努める。

(5) 保護活動・街頭指導の強化

街頭で重点高齢者を発見したときは、看過することなく、保護・誘導措置を採るとともに、その場において具体的な危険性を指摘した指導に努める。

- 3 高齢運転者対策の推進
- (1) 参加・体験・実践型交通安全教室の開催

高齢運転者に対して加齢に伴う身体機能の変化を客観的に認識させ、身体機能に応じて自動車、二輪車等を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得させる。

(2) 運転免許更新時における講習の充実

65歳以上70歳未満の更新時講習受講対象者に任意で実施している「熟年学級」の充実と受講者の拡大に努める。

(3) 高齢運転者標識の使用促進

高齢運転者の保護及び高齢運転者自身の交通安全意識の高揚を図るため、各種講習会、広報紙(誌)等を活用して70歳以上の運転者に対する高齢者運転者標識の表示促進及び高齢者運転者標識を表示している自動車に対する保護規定の周知徹底に努めるとともに、高齢運転者に対する保護規定がより有効となるよう、「高齢運転者による常時ライト点灯運動」を推進する。

(4) 高齢運転者に対する指導取締りの実施

交通事故に結びつく危険性の高い違反を犯す高齢者を重点とした取締りを強化するほか、交通違反に該当しない行為であっても、交通事故の危険性が認められる場合には、看過することなく停止を求め、その場において具体的な危険性を指摘した指導・警告に努める。

(5) 運転免許自主返納の推奨等

運転をすることに不安を感じている高齢者及び交通事故の危険性が認められる運転をする高齢者に対しては、運転免許の自主返納を推奨するほか、 家族を通じた働き掛けを実施する。

- 4 高齢者全体に対する施策の推進
- (1) 地域交通安全活動推進委員による交通安全教育の推進等

地域交通安全活動推進委員に対し、各種研修会の開催等を通じて高齢者 に関する交通安全教育の指導能力の向上を図るとともに、交通事故分析資 料等の提供その他の支援活動を行うことにより、同委員主導による地域の 高齢者に対する交通安全教育が指針に従って推進されるように努める。

- (2) 関係機関・団体等との連携
 - ア 高齢者の交通事故防止は、家庭や地域における身近な問題であることから、自治体、民生委員、道路管理者等との連携により、地域安全活動の一環として交通安全意識の高揚や啓発に取り組むとともに、自治体による自発的な活動が推進されるよう、支援・協力活動を積極的に推進する。
 - イ 高知県民生委員・児童委員協議会連合会及び日本郵便株式会社四国支 社との協定による高齢者の異変を発見した場合の声かけ及び通報が、効 果的に実施されるための支援に努める。
 - ウ 道路管理者との連携を強化し、現場点検等の実施による交通安全施設 の整備を積極的に要請し、高齢者にやさしい道路環境づくりに努める。
- (3) 地域の交通事故実態に適応した交通安全教室の開催

交通安全教室の開催に当たっては、交通事故情報管理システムの事故情報を活用し、管内の交通事故実態に適応した実技(技能)研修、夜間視認

実験等のプログラム等を可能な限り取り入れて実施する。

5 一般運転者対策の推進

(1) 高齢者に対する保護意識を高める活動の推進

運転免許更新時講習、各種講習会等においては、高齢者に対する保護規定等の周知を図るとともに、高齢者の特性の理解と高齢者に対する思いやりのある運転行動が取られるよう講習内容等に工夫を凝らし、心にゆとりの持てる運転者の育成に努める。

(2) 高齢者の交通事故に結びつきやすい交通違反の指導取締り

高齢運転者の保護規定に関する違反に対する指導取締りの強化を図るとともに、横断歩行者等妨害等違反、信号無視、一時不停止等の高齢者の交通事故に結びつきやすい交通違反を重点とした指導取締りを強化する。

- 6 地域・家庭対策の推進
- (1) 地区交通安全協力員の委嘱による交通安全活動等の推進

管内の区長、老人クラブ役員、婦人会役員等の各地区において指導者的立場にある者を地区交通安全協力員に委嘱し、各種交通安全行事に対する参加・協力を依頼するほか、地区内の住民に対する声かけ活動等による交通安全活動を推進する。

(2) 家庭対策の推進

高齢者と居住する家族等に対して、巡回連絡、警ら、街頭活動等の機会を捉えて高齢者が関係する交通事故の発生状況、特徴等を周知させ、家庭において高齢者の交通事故防止対策が図られるように指導する。

(3) 「高齢者交通安全の日」における取組強化

「高齢者交通安全の日」には、高齢者の交通事故防止に関する施策を重点的かつ計画的に推進するとともに、関係機関・団体等と協働して、高齢者世帯に対する合同訪問活動等を実施する。